

金沢大学ロースクール AT 基金趣意書

金沢大学大学院法務研究科は、「地域に根ざした法曹教育」を理念に、北陸地方の拠点として平成 16 年 4 月に設立し、平成 26 年 3 月に満 10 年を迎えました。この間、77 人の修了生が司法試験に合格し、弁護士、裁判官及び法律のエキスパートとして、北陸地方のみならず全国様々な場所で活躍しております。

法務研究科は、その設立時より、北陸三県の弁護士会から有形・無形の学修支援を受け邁進してまいりました。しかし、近年、法科大学院制度及び司法試験制度の変革を受け、本研究科におきましても、さらなる法曹教育の強化、それに加え、法曹教育に付随する事業を実施する必要性が生じております。そのため、前者につきましては、他法科大学院との連携事業、未修者教育の充実のための諸事業を実施し、後者につきましては、地方公共団体への法情報提供、地域社会における講演、修了生を中心とする弁護士への新たな法情報の提供(リカレント教育)、修了生のための職域の拡大などを順に計画・実施しております。このような事業への展開を、社会の期待に沿って充分に行うためには、教職員、同窓生、法曹界、経済界、地域の皆さまからもお力添えを頂かなければ難しいと判断し、このたび基金を設立し、寄附を募ることにいたしました。

本基金では、皆様からのご寄附により、下記事業の実施を計画しております。

1. 学生に対する学修支援(奨学金の給付、未修者チューター、模試等の補助)
2. 修了生に対する学習支援(模試等の補助、弁護士チューター)及びリカレント教育(法曹講演、授業の提供)
3. 修了生に対する司法修習支援(修習中の補助)
4. 他機関連携事業(他法科大学院との学生交流等)

なお、本基金の設立にあたって、本学卒業生の御一人から基金の原資となる多大なご寄附を頂きました。寄附者におかれましては、本研究科の現状を憂慮し、寄附金を活用して成果を挙げることにより、北陸地方唯一の法科大学院として本研究科がこれからも永続的に発展することを祈念されたものです。これにより、本研究科において、大事なこの時期に、上記に挙げた取組みをスタートすることができる運びとなりました。私たちは、このご厚意に対して感謝の気持ちを忘れず、またご期待に応え続ける決意を込めて、基金名に寄附者のイニシャルを付けさせて頂くことにしました。

私たち金沢大学法務研究科は、本基金を活用しながら法曹教育にこれまで以上に尽力し、そして、この地で永く貢献していきたいと考えています。

皆さま方におかれましては、基金設立の趣旨にご理解とご賛同を頂き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

2015 年 4 月

金沢大学大学院法務研究科長 佐藤美樹